（護衛艦隊司令部）同　川野　邦彦
あしがら艦長を命ずる
（かしま艦長）同　堀川　雄司
おおすみ艦長を命ずる
（あしがら艦長）同　金子　純一
かしま艦長を命ずる
（統合幕僚監部防衛計画部防衛課付）同　櫻井　真啓
第一掃海隊司令を命ずる
（海上自衛隊第一術科学校教育第一部長）同　吉川　尚徳
佐世保地方総監部防衛部長を命ずる
（第一掃海隊司令）同　西　和男
舞鶴地方総監部防衛部長を命ずる
（統合幕僚監部防衛計画部防衛課長）同　國見　泰寛
教育航空集団司令部幕僚長を命ずる
（自衛艦隊司令部作戦主任幕僚）同　山本　喜清
システム通信隊群司令を命ずる
（海上自衛隊第一術科学校付）同　森田　哲哉
海上自衛隊第一術科学校教育第一部長を命ずる
（海上幕僚監部装備計画部航空機課航空機班長）同　矢倉　清次
海上自衛隊補給本部装備計画部航空装備計画課長を命ずる
（海上自衛隊補給本部装備計画部航空装備課飛行教育班長）同　丹羽　満良
海上自衛隊航空補給処航空機部長を命ずる
（第一高射群司令）一等空佐　伊藤　顕
航空幕僚監部総務部総務課長を命ずる
（航空自衛隊幹部学校）同　阿部　康彦
航空幕僚監部総務部総務課情報公開・個人情報保護室長を命ずる
（第七航空団基地業務群司令）同　伊豆原隆志
航空幕僚監部人事教育部補任課服務室長を命ずる
（航空自衛隊幹部学校）同　野村　信一
航空幕僚監部人事教育部教育課飛行教育班長を命ずる
（西部方面航空隊司令部防衛部長）同　大嶋　善勝
航空幕僚監部運用支援・情報部運用支援課長を命ずる

（第九航空団飛行群司令）同　徳重広為智
航空幕僚監部運用支援・情報部運用支援課運用支援調整官を命ずる
（航空幕僚監部人事教育部補任課服務室長）同　松﨑　勇樹
航空幕僚監部運用支援・情報部情報課長を命ずる
（航空幕僚監部装備計画部整備・補給課長）同　德重　勇一
航空幕僚監部装備計画部装備課長を命ずる
（第二航空団整備補給群司令）同　山脇　康博
航空幕僚監部装備計画部装備課装備調整官を命ずる
（航空自衛隊幹部学校）同　菅井　裕之
航空幕僚監部装備計画部装備課企画班長を命ずる
（航空幕僚監部装備計画部装備課装備調整官）同　山本　光伸
航空幕僚監部装備計画部整備・補給課長を命ずる
（南西航空方面隊司令部防衛部長）同　藤田　輝章
航空総隊司令部防衛部防衛課長を命ずる
（航空幕僚監部運用支援・情報部運用支援調整官）同　岩岡　政治
航空総隊司令部防衛部運用課長を命ずる
（南西航空方面隊司令部防衛部防衛課長）同　有松　勝行
航空総隊司令部勤務を命ずる
（航空幕僚監部装備計画部装備課企画班長）同　甲斐　隆裕
第二航空団整備補給群司令を命ずる
（航空救難団飛行群秋田救難隊長兼秋田分屯基地司令）同　米山　浩
第七航空団基地業務群司令を命ずる
（航空幕僚監部総務部総務課情報公開・個人情報保護室長）同　河野　順一
第一高射群司令を命ずる
（航空自衛隊幹部学校）同　尾山　正樹
西部航空方面隊司令部防衛部長を命ずる
（航空総隊司令部）同　霜田　豊英
南西航空方面隊司令部防衛部長を命ずる

（航空自衛隊幹部学校）同　中谷　大輔
南西航空方面隊司令部防衛部防衛課長を命ずる
（航空幕僚監部人事教育部教育課飛行教育班長）同　高石景太郎
第九航空団飛行群司令を命ずる
（航空総隊司令部防衛部運用課長）同　猿渡　辰也
航空教育集団司令部教育部長を命ずる
（航空総隊司令部防衛部防衛課長）同　壁島　栄一
航空自衛隊幹部学校勤務を命ずる
（中央即応集団司令部医務官兼自衛隊中央病院第一精神科）一等陸佐　宮﨑　誠樹
自衛隊中央病院医療安全評価官を命ずる
兼ねて第一精神科勤務を命ずる
（自衛隊中央病院麻酔科部長）同　有村　信也
兼ねて自衛隊中央病院メンタルリハビリテーション科部長を命ずる
（自衛隊横須賀病院診療部長兼横須賀衛生隊）一等海佐　小川　敏也
自衛隊横須賀病院副院長を命ずる
兼ねて企画室長を命ずる
（自衛隊中央病院医療安全評価官）同　松崎　宏治
自衛隊横須賀病院診療部長を命ずる
兼ねて横須賀衛生隊勤務を命ずる
（佐世保地方総監部防衛部長）同　池内　出
情報本部情報官を命ずる（以上二十九年十二月二十日）
（航空自衛隊幹部学校）一等空佐　三宅　淳
航空戦術教導団電子作戦群司令を命ずる
（第一航空団飛行群司令）同　野澤　隆一
中部航空方面隊司令部幕僚長を命ずる
（航空戦術教導団電子作戦群司令）同　丸山　直昭
第一航空団飛行群司令を命ずる（以上二十九年十二月二十三日）

公　告

諸　事　項

第三者所有物の没収に関する公告

平成30年1月30日　東京地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第2条第2項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成30年2月13日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

1　係属裁判所　東京地方裁判所刑事第8部
2　被告事件名　関税法違反、消費税法違反、地方税法違反
3　被告人氏名　高鳳聲こと　コウ　ボンソン
　　延鏞模こと　ヨン　ジョンモ
4　公判期日　平成30年2月5日
5　没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項
　平成29年東地領第405号
　符号1　金地金（紙片付きのもの）
　鑑定重量350.25グラム
　符号2　金地金（紙片付きのもの）
　鑑定重量332.37グラム
　符号3　金地金（紙片付きのもの）
　鑑定重量317.36グラム
　符号4　金地金（紙片付きのもの）
　鑑定重量346.15グラム
　符号5　金地金（紙片付きのもの）
　鑑定重量328.22グラム
　符号6　金地金（紙片付きのもの）
　鑑定重量325.63グラム
　符号7　金地金（紙片付きのもの）
　鑑定重量361.94グラム
　符号8　金地金（紙片付きのもの）
　鑑定重量324.00グラム
　符号9　金地金（紙片付きのもの）
　鑑定重量314.07グラム
　符号10　金地金（紙片付きのもの）
　鑑定重量309.07グラム
　符号11　金地金（紙片付きのもの）
　鑑定重量288.44グラム